

自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係るQ & A集

平成29年8月7日時点

神奈川県産業労働局産業部

エネルギー課

Q	質問内容	ページ
1	複数の再生可能エネルギー発電設備を組み合わせて申請することはできますか。	1
2	リース等により補助事業を実施する場合の設備費はどこに係る経費が補助対象経費となるのでしょうか。	1
3	停電時に施設内で電気を使う部屋を定め、再生可能エネルギー発電設備の一部の電力を使用するための「特定負荷」を設置する場合、補助対象経費はどのような取扱になるのでしょうか。	1
4	「蓄電システム補助金」と併用する場合に、両方で補助対象経費とできる設備は、両方に計上してよいのでしょうか。	2
5	蓄電池の同時設置を検討していますが、購入するインバーターには「直交流のインバーター」と「蓄電池制御」の2つの役割があります。インバーターは蓄電池とは別筐体ですが、本補助金と蓄電システム補助金のどちらの対象経費になりますか。	2
6	補助対象外経費が計上されている場合、諸経費（共通経費）はどの様に補助対象経費と補助対象外経費に区分するのでしょうか。	2
7	太陽光用基礎を屋上に設置するため、断熱処理と防水処理費がかかります。補助対象経費に入りますか。	2
8	通常の太陽光パネルと薄膜太陽電池を組み合わせる場合、発電出力はどのように算出するのでしょうか。	3
9	補助率1/3の補助金額を算出するに当たり、通常の太陽光パネルと薄膜太陽電池を組み合わせる場合で、かつ、両方の太陽電池に共通する機器を設置する場合は、どのように計算するのでしょうか。	3
10	使用する太陽光パネルが薄膜太陽電池であることを証明するため、どのような書類を提出すればよいのでしょうか。	3
11	役員等氏名一覧表に記載する役員は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に登録されている者でよいですか。	4
12	自家消費型再生可能エネルギー発電設備の普及促進を図るために県が実施する取組に協力しなければならない、とされていますが、どのような内容になるのでしょうか。	4
13	本補助金を活用して設置した自家消費型の再生可能エネルギー発電設備が稼動することでCO ₂ の排出量が削減されますが、当該排出削減量について「J-クレジット制度」を活用することはできますか。	4

Q 1 複数の再生可能エネルギー発電設備を組み合わせることはできますか。

A 1 可能です。1つの施設において、通常の太陽光パネルと薄膜太陽電池を併せて設置する事業や、太陽光発電事業と風力発電事業を併せて設置する事業を実施する場合は、1件の交付申請を行ってください。

<参考 複数の再生可能エネルギー発電設備を組み合わせる場合の交付申請>

交付申請書の記入方法	組み合わせの内容
太陽光及び風力発電設備	・太陽光発電事業(通常の太陽光パネル) ・風力発電設備
太陽光(薄膜太陽電池)及び風力発電設備	・太陽光発電事業(薄膜太陽電池) ・風力発電設備
太陽光(薄膜太陽電池を含む)及び風力発電設備	・太陽光発電事業(通常の太陽光パネル) ・太陽光発電事業(薄膜太陽電池) ・風力発電設備

Q 2 リース等により補助事業を実施する場合の設備費はどこに係る経費が補助対象経費となるのでしょうか。

A 2 リース等の場合はリース等事業者が申請者となるので、リース等事業者が補助事業で設置する機器の調達に要した費用(原価)が補助対象経費となります。

Q 3 停電時に施設内で電気を使う部屋を定め、再生可能エネルギー発電設備の一部の電力を使用するための「特定負荷」を設置する場合、補助対象経費はどのような取扱いになるのでしょうか。

A 3 原則として分電盤までの配線までが補助対象経費になるため、既設の分電盤を特定負荷用の分電盤として使用する場合は、既設の分電盤までの配線までが補助対象経費となります。なお、新たに特定負荷用の分電盤を設置する場合は、当該設置工事に係る費用までが補助対象経費となります。

ただし、施設内での自家消費が目的であるため、「特定負荷」の設置に係る経費は必要最小限である必要があります(配線図面等で確認します)。

また、独立電源としての使用は、県がやむを得ないと判断した場合に限り補助対象経費となります。

Q 4 「蓄電システム補助金」と併用する場合に、両方で補助対象経費とできる設備は、両方に計上してよいのでしょうか。

A 4 一つの設備に対して、2つの補助金の補助対象とすることはできないため、いずれかの補助金（計上するのに適切な方の補助金）で計上してください。

Q 5 蓄電池の同時設置を検討していますが、購入するインバーターには「直流交流のインバーター」と「蓄電池制御」の2つの役割があります。インバーターは蓄電池とは別筐体ですが、本補助金と蓄電システム補助金のどちらの対象経費になりますか。

A 5 パワーコンディショナ（インバーター）が蓄電池と別個に設置されるため、本補助金の補助対象経費となります。

Q 6 補助対象外経費が計上されている場合、諸経費（共通経費）はどのように補助対象経費と補助対象外経費に区分するのでしょうか。

A 6 諸経費（共通経費）を除く再生可能エネルギー発電設備の設置費用に係る補助対象経費と補助対象外経費の内訳（直接工事費）で按分して、補助対象経費と補助対象外経費に計上してください。

Q 7 太陽光用基礎を屋上に設置するため、断熱処理と防水処理費がかかります。補助対象経費に入りますか。

A 7 断熱処理費用は太陽光発電設備を設置するための必要の経費ではないため補助対象外経費となります。

また、防水処理費用については、架台を設置するためアンカー基礎工事を行う場合、必要最小限度の範囲（具体的には基礎の四方約50cm以内）が補助対象経費となります。なお、置き基礎架台で設置する場合は、補助対象外経費となります。

Q 8 通常の太陽光パネルと薄膜太陽電池を組み合わせる場合、発電出力はどのように算出するのでしょうか。

A 8 次のとおりに算出してください。

太陽光発電事業の合計の発電出力とパワーコンディショナの定格出力合計値のいずれか低い方の数値を発電出力の上限とします。

次に、通常の太陽光パネルと薄膜太陽電池の出力を、上限の発電出力で按分します。(少数点未満の端数は四捨五入して上限に合わせてください。)

<例 通常の太陽光パネル12.5kW、薄膜太陽電池5.5kW、PCS 16.5kW >

発電出力の上限

16.0kW (PCSの定格出力16.5kWの端数切捨て)

通常の太陽光パネルと薄膜太陽電池の出力の整理

・通常の太陽光パネルの発電出力

$16.0\text{kW} \times 12.5\text{kW} \div 18.0\text{kW} = 11.0\text{kW}$ (11.1kWの端数四捨五入)

・薄膜太陽電池の発電出力

$16.0\text{kW} \times 5.5\text{kW} \div 18.0\text{kW} = 5.0\text{kW}$ (4.9kWの端数四捨五入)

kW当たりの補助金額の算出

・通常の太陽光パネル

$11.0\text{kW} \times 90,000\text{千円} = 990,000\text{円}$

・薄膜太陽電池の発電出力

$5.0\text{kW} \times 200,000\text{千円} = 1,000,000\text{円}$

Q 9 補助率 1 / 3 の補助金額を算出するに当たり、通常の太陽光パネルと薄膜太陽電池を組み合わせる場合で、かつ、両方の太陽電池に共通する機器を設置する場合は、どのように計算するのでしょうか。

A 9 通常の太陽光パネルと薄膜太陽電池を組み合わせる事業でパワーコンディショナや交流集電箱、また、発電量収集用モニターなどを共通の機器として使用する場合は、すべて通常の太陽光パネルの経費として計上するか、通常の太陽光パネルと薄膜太陽電池に係る発電出力の比で按分して算出してください。

Q10 使用する太陽光パネルが薄膜太陽電池であることを証明するため、どのような書類を提出すればよいのでしょうか。

A 10 薄膜太陽電池の要件を満たす書類について、製品カタログや仕様書で確認できない場合は、パネルメーカーから証明書類を取り寄せて県に提出してください。

カタログに「薄膜太陽電池」と記載してあるだけでは不十分です。必ず次の3つの要件のいずれかを満たしていることを確認できる書類が必要です。

発電セルは、半導体層が10 μ m以下であること。

モジュールは、フレキシブル性を有する又は曲面加工が可能であること。

荷重（架台等に必要な部材を含む）が10kg / m²以下であること。

Q 11 役員等氏名一覧表に記載する役員は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に登録されている者でよいですか。

A 11 法人におけるすべての役員を記載してください（代表者のみ登記に登録すればよいこととされている法人の場合も同様とします。）。

Q 12 自家消費型再生可能エネルギー発電設備の普及促進を図るために県が実施する取組に協力しなければならない、とされていますが、どのような内容になるのでしょうか。

A 12 本事業により設置した施設の写真、再生可能エネルギー発電設備の導入効果（CO₂や電気料金の削減効果）を県ホームページでアピールすることを想定していますので、データ取得などの協力をお願いする予定です。

また、県が主催するセミナーなどでの講演など、今後、考え得る再生可能エネルギーの普及促進に向けた県の広報等の取組に協力していただく場合があります。

Q 13 本補助金を活用して設置した自家消費型の再生可能エネルギー発電設備稼働することでCO₂の排出量が削減されますが、当該排出削減量について「J-クレジット制度」を活用することはできますか。

A 13 可能です。「J-クレジット制度」のホームページでも案内されていますので、御参照ください（URL <https://japancredit.go.jp/faq/>）。

なお、「J-クレジット制度」を活用した場合でも、交付申請書等の「年間二酸化炭素排出削減量」は、自家消費型の再生可能エネルギー発電設備を使用して削減した数値を記入してください。